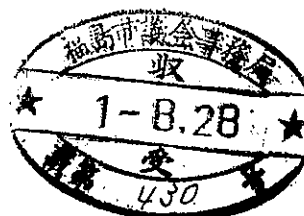


【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その1（第7条関係）

政務活動費収支報告



令和元年 8月 28日

福島市議会議長 梅津 政則 様

会 派 名 社民党・護憲連合

代 表 者 名 羽田 房男

令和元年度（平成31年4月～令和元年7月分）政務活動費収支報告について

福島市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度（平成31年4月～令和元年7月分）政務活動費収支報告書を提出します。

【福島市議会政務活動費の交付に関する条例】

別記様式 その2（第7条関係）

政務活動費収支報告書

令和元年度（平成31年4月～令和元年7月分）政務活動費収支報告書

会 派 名 社民党・護憲連合

1 収 入

政務活動費 1,200,002 円（うち利息2円含む）

2 支 出

（単位 円）

| 項 目      | 金 額       | 備 考          |
|----------|-----------|--------------|
| 調査研究費    | 0 円       |              |
| 研 修 費    | 0 円       |              |
| 活 動 旅 費  | 0 円       |              |
| 広 報 費    | 812,997 円 | 議会だより No.150 |
| 広 聴 費    | 0 円       |              |
| 要請・陳情活動費 | 0 円       |              |
| 会 議 費    | 0 円       |              |
| 資料作成費    | 0 円       |              |
| 資料購入費    | 0 円       |              |
| 事 務 費    | 152,765 円 | 印刷機リース料他     |
| 合 計      | 965,762 円 |              |

3 残 額 234,240 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## 現金出納簿

支出科目( 総括 )

(No. 1)

| 年 月 日  | 番号 | 収入金額(円)   | 支出金額(円) | 差引残額(円)   | 支 出 内 容                     |
|--------|----|-----------|---------|-----------|-----------------------------|
| 31 4 8 | 1  |           | 34,236  | ▲ 34,236  | 印刷機リース料 4月分                 |
|        | 15 | 1,200,000 |         | 1,165,764 | 令和元年度(平成31年4月～令和元年7月分)政務活動費 |
|        | 24 | 2         | 4,560   | 1,161,204 | NHK 平成31年4月～令和元年5月          |
|        | 25 | 3         | 812,997 | 348,207   | 議会だよりNo.150                 |
| 元 5 7  | 4  |           | 34,236  | 313,971   | 印刷機リース料 5月分                 |
|        | 31 | 5         | 2,621   | 311,350   | 電話料金5月請求分                   |
| 6 7    | 6  |           | 34,236  | 277,114   | 印刷機リース料 6月分                 |
| 7 8    | 7  |           | 33,131  | 243,983   | 印刷機リース料 7月分(7/1～7/30)       |
|        | 12 | 8         | 2,649   | 241,334   | 電話料金6月請求分                   |
|        | 12 | 9         | 4,485   | 236,849   | NHK 令和元年6月～令和元年7月(7/1～7/30) |
|        | 31 | 10        | 2,611   | 234,238   | 電話料金7月請求分                   |
| 8 17   |    | 2         |         | 234,240   | 銀行利息                        |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
|        |    |           |         |           |                             |
| 計      |    | 1,200,002 | 965,762 | 234,240   |                             |

# 現金出納簿

支出科目( 広報費 )

(No. 1 )

| 年 月 日   | 番号 | 支出金額(円)  | 累計額(円)   | 支 出 内 容     |
|---------|----|----------|----------|-------------|
| 31 4 25 | 3  | 812, 997 | 812, 997 | 議会だよりNo.150 |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
|         |    |          |          |             |
| 計       |    | 812, 997 | 812, 997 |             |

## 領収書等添付用紙

No. ( 3-① )

## 領 収 書

No. 031560

社民党・護憲連合

殿

¥ 812,997.

但し 改訂正 No. 80  
6/21/17

平成 31 年 4 月 25 日 上記正に領収いたしました

|        |     |   |
|--------|-----|---|
| 内<br>訳 | 現金  | ✓ |
|        | 小切手 |   |
|        | 約 手 |   |
|        | 振 込 |   |
|        | 相 殺 |   |



陽光社印刷株式会社

代表取締役 廣 田 隆 一

本 社 / 福島市南栄町一丁目 TEL (024) 251-1111  
TEL (024) 251-1122  
東京連絡所 / 東京都港区南青山 TEL (03) 3352-2500  
TEL (03) 3352-7873

金額訂正並に社印・取扱者印なきものは無効とする

請求書

2019年 4月 19日

No00024391

社民党・護憲連合 様

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

(150136-00)



陽光福祉福祉会社

代表取締役 目黒 正一

本社/福島県福島市

TEL 024(242-4391)

東京連絡所/東京都港区

TEL 03(3352-7873)

| No.            | 品名           | 数量     | 単位 | 単価  | 金額      | 消費税等   | 摘要      |
|----------------|--------------|--------|----|-----|---------|--------|---------|
| 19040213       | 議会だより No.150 | 72,150 | 枚  | 6.5 | 468,975 | 37,518 |         |
| 19040213       | 折込料          | 70,950 | 枚  | 4   | 283,800 | 22,704 |         |
|                |              |        |    |     | 752,775 | 60,222 |         |
| 取引銀行           |              |        |    |     | 税抜金額計   | 消費税等計  | 合計額     |
| 担当: [Redacted] |              |        |    |     | 752,775 | 60,222 | 812,997 |

社民党・護憲連合

# 議会だより

第150号

2019年4月21日(日)

社民党・護憲連合  
福島市五老内町3-1 市役所内  
電話535-1111 内線(5135)  
直通・FAX (533) 7615

発行責任者 羽田 房男

## 平成31年度一般会計予算

### 1234億5千万円を可決

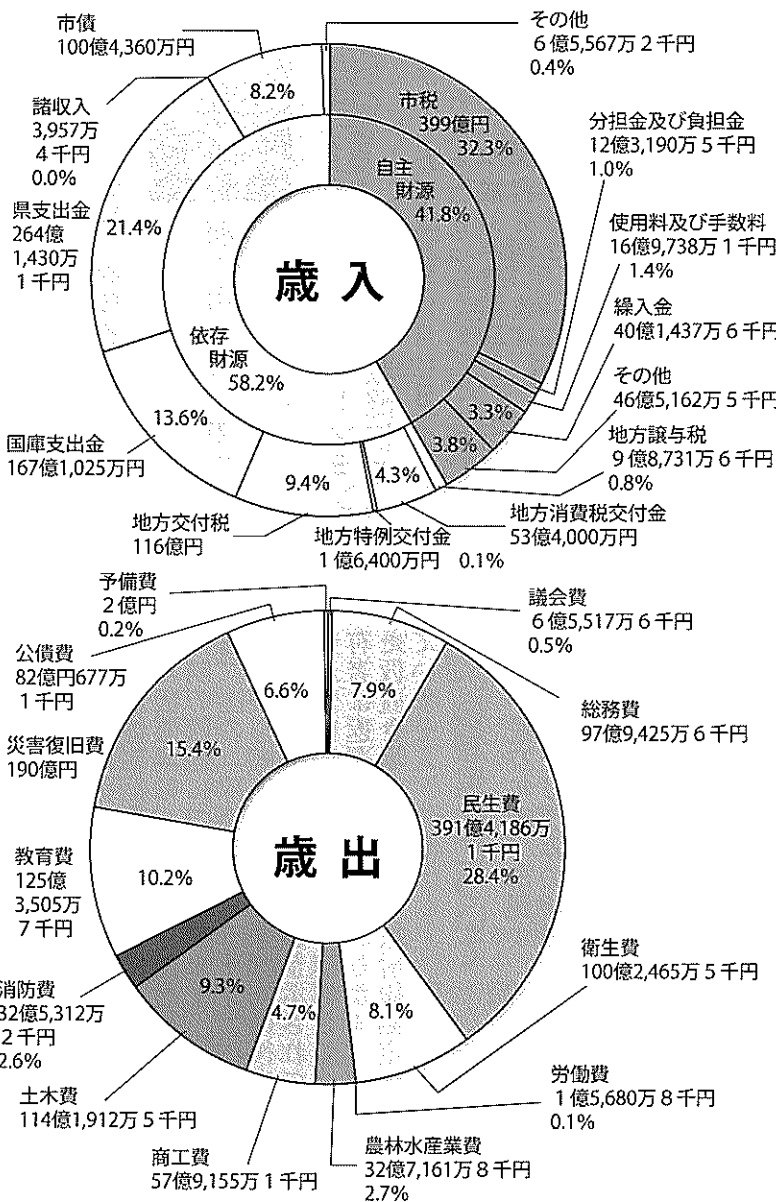
3月定例会議は3月1日開会、平成31年度福島市一般会計の減額補正予算、146億5920万2000円に係る補正予算関係議案8件を含む14議案と報告1件、平成31年度一般会計当初予算1234億5000万円等の議案31件、計45議案、報告1件が提出されました。

11日には、損害賠償請求事件に関し和解が成立したため、和解金等の経費を追加する「平成30年度福島市一般会計補正予算(追加分)」等2件が提出されました。

14日には、予算特別委員会が設置され、平成31年度予算について22日まで審議がなされました。

最終日26日には、人事案件4件と、委員会提出議案2件及び「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の7議案が追加提案され、計54議案・報告1件が原案通り可決・採択及び同意されました。

## 一般会計 1,234億5千万円の歳入・歳出状況



## 3月議会の特徴

一般会計当初予算は、平成30年度より1億9000万4000円少ない1234億5000万円で、対前年比8.4%の減となりましたが、除染関連事業費を除いた当初予算は、1040億5700万円で、対前年度比37億2100万円増(+3.7%)の一般会計予算となります。

### 【主な条例改正】

「福島市市職員定数条例」の一部を改正する条例  
平成31年4月1日付組織機構改正に伴い、職員の定数を改正するため、所要の改正を行うもの。2491人(変更前→変更後)

## 主張

一般会計当初予算は、市民と良好な対話と協働の推進を基本に、東日本大震災、原子力災害からの復興を加速するとともに、将来に向けて島の創造を確実に具現化するため、「ひと・暮らし・産業・まちに活力ふくしま」「風格ある県都ふくしま」の3つの政策目標を軸に、島市の新ステージに向けて、健全な財政運営を基調として編成されました。

歳出予算を科目別にみると、社会福祉関連の「民生費」が、全体の31.7%の割合を示しています。

「子どもたちの未来に向けて」では、昨年同様、待機児童や待機児童の解消に対する多くの事業に予算が計上されており、本市初となる市立認定こども園3園の開設

## 平成31年度一般会計当初予算に関して

により、保育定員を120名拡大するなど受け皿の拡大や、保育士奨学資金の貸付事業などによる保育士の確保に64億6603万円を計上しており、実効性のある施策となることが望まれます。

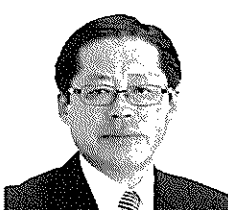
リンピックとレガシーの創出」では、来年開催される大会に向けた推進事業費として8800万円と、このオリンピック・パラリンピックを契機とした街づくりのため10億964万5千円が計上されており、その中で、「誰にでも優しい街づくり」として「福島駅西口周辺バリアフリー整備事業」に1780万円、競技場周辺の道路舗装



新設の認定こども園

により、保育定員を120名拡大するなど受け皿の拡大や、保育士奨学資金の貸付事業などによる保育士の確保に64億6603万円を計上しており、実効性のある施策となることが望まれます。

整備など「おもてなし道路整備事業」に1億830万円等が予算化されており、積極的に推進されることを期待したいところです。



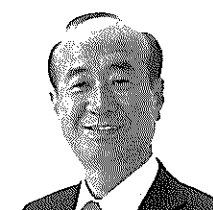
文教福祉常任委員会委員  
議会運営委員会委員  
都市計画常任委員会委員  
議員団政調会長  
住所 福島市大森字中町35-3  
電話 546-5037

沢井 和宏



建設水道常任委員会副委員長  
福島地方水道用水供給企業団議員  
議員団幹事長  
住所 福島市野田町四丁目10-32  
電話 531-5185

梅津 一匡



総務常任委員会委員  
監査委員  
議員団長  
住所 福島市北沢又字清水12-2  
電話 558-0014

羽田 房男

保育所等において保育士等として業務につき、引き続き一定期間その業務に従事した場合、貸し付けた奨学資金の一定割合を免除※5年以上従事した場合は、全額免除

# 代表質問



羽田 房男

## 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略について

【問】国が示した平成29年12月12日策定の「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいた、平成31年度農政部における具体的事業の実施内容を伺います。

【答】国は「知ってもらう」「食べてもらう」「来てもらう」ことにより国民一人ひとりにその思いを共感してもらうことに全力を尽くす必要があると考えています。事業内容は、農産物の安全性や品質の高さを内容とする「市長メッセージ」チラシを作成し、生産者等の贈答用くだもの箱へ同封する取組みや福島県の食を堪能いただき内外への情報発信の機会と試食販売事業を実施します。また、市内の観光農園で果物狩りを体験するバスツアーの補助を引き続き行うなどの取り組みにより、風評の払拭と本市農業の振興に努めます。

## 放射性物質対策について

【問】放射性物質の対策は、今後も継続した監視体制のもと低減対策等の実施について、見解と平成31年度の予算方針を伺います。

【答】全市放射線測定マップの作成や定点測定による放射線測定及び農産物・食品等放射線測定を継続するほか、除染土壌の現場保管解消は、保育所・幼稚園及び小・中学校等は平成31年度までに、住宅は平成32年度までに完了するよう仮置場等へ搬出作業を迅速に進めます。

## 除去土壌等推進事業について

【問】平成31年1月末現在、仮置場の設置計画数34カ所中、31カ所が整備・設置されていますが、現在造成工事中の、仮置場3カ所の工事完了時期を伺います。また、仮置場工事が完了した場合、現場保管場所からの仮置場3カ所への搬出完了の時期も伺います。

【答】現在、造成工事中の3カ所の仮置場は、工事全体の完了時期が本年秋ごろになる箇所もありますが、除去土壌の搬入開始は、本年夏ごろを予定しています。また、住宅から仮置場への搬出を完了する次期は、平成32年度になります。公園など公共施設等の除去土壌が最後に残りますことから、平成33年度まで

で仮置場への搬出は続くものと考えています。

【問】平成31年1月末現在、仮置場の5カ所から中間貯蔵施設へ輸送完了していますが、原状回復した仮置場の、継続的な放射線測定と管理体制の構築について伺います。また、原状回復した仮置場の、継続的な放射線測定と管理体制の構築について伺います。

## ごみの減量化について

【問】平成27年度、市民1人1日あたりごみの排出量は1329gでした。ごみ排出量には、家庭系ごみと事業系ごみが含まれています。1人1日あたりのごみの排出量の測定をする場合、家庭系ごみと事業系ごみを分別して排出量を測定すべきですが見解を伺います。



【答】家庭系ごみと事業系ごみに選別する事は、家庭系ごみは各家庭に、事業系ごみは各事業所に、ごみ排出量やごみ組成分析結果を基にした傾向を分かり易く示しすることが、ごみ減量化への理解を深めるものと考えますので、今後、いただいたご提案に沿って対応します。

## 交通政策について

【問】第10次福島市交通安全計画では、平成32年度末までの目標値は、死者数を5人以下、年間交通事故件数を580件以下、年間の負傷者数を660人以下にする目標値ですが、目標達成までの取り組みの強化と課題を伺います。

【答】高齢歩行者の事故防止に効果のある反射材の普及啓発、着用の徹底を推進するほか、高齢者自身が安全意識を持ち、安全な行動を身に付けることが重要です。また、地域の高齢者に対し交通安全を啓発し、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

## 福島市公共施設等総合管理計画について

【問】清水学習センターは、水害浸水区域に立地しており、避難場所として利活用は困難です。次期、福島市総合計画策定では、地域の特長を考慮し、老朽化が進む清水学習センター分館と改築される清水支所と合築について見解を伺います。

施設等総合管理計画の個別計画で、地理的な配置状況や今後の利用動向を踏まえ、再配置や保全に関する方針の取りまとめを行ないます。

## 吾妻山火山防災マップについて

【問】吾妻山火山防災マップ改定作業の早期着手と全世帯配布事業が計画とされますが、防災マップの改定内容と配布時期及び市民への周知する、地域説明会等の実施計画と課題を伺います。

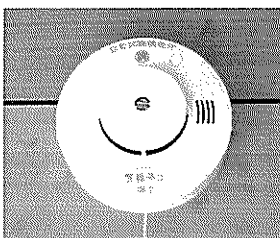
【答】噴火警戒レベル「2」の規制範囲500mから1.5kmへの変更の反映と、気象庁が見直し中の火砕流に関する追加事項を掲載するほか、噴石、火山灰の飛散範囲及び降灰後の土壌汚染に被害範囲などのハザードマップを大きく掲載し、市民の皆さまが見やすく分かりやすいように改訂し、配布時期は、気象庁の見直し作業が終了後配布となります。また、地域説明会等の開催は、いかに広く市民の皆さまに知っていただくかが課題ですので、吾妻山火山防災マップ配布後、融雪型火山泥流による浸水想定地域の各町内会長などを対象とした説明会や各地区単位で説明会を開催するなど、きめ細やかな周知を行なって参ります。

## 住宅用火災警報器の全世帯設置について

【問】全国の住宅用火災警報器設置率は81.6%で、福島県の設置率は74.6%です。本市の設置率は75.0%の設置状況です。今後の設置率向上に向けた課題と取り組みを伺います。

【答】本年2月を設置促進強化月間とし、消防職員の戸別訪問により緊急調査を実施しました。今回の調査結果について町内会長に情報提供を行い、未設置世帯に対する追跡調査の実施方法や共同購入の進め方についてフォローアップし、早期設置に向け取り組んで参ります。また、外国人に対する防火対策として、今年3月中には、外国人就労者を雇用する事業所等へ防火査察を実施し、住宅用火災警報器の設置促進と適正な維持管理についても指導し、現在、住宅用火災警報器が鳴動した場合は、中国語、韓国語など、多言語表記のパンフレットを作成を進め、住宅用火災警報器の設置促進と火災時の対応行動もPRして参ります。

## 公立小中学校など公共施設内の公衆電話設置について



【問】本市、学校内の公衆電話設置の状況は、小学校では、設置校10校・未設置校39校、中学校においては、設置校18校・未設置校2校、

また、福島市養護学校に設置されていますが、学校内の公衆電話の設置基準を伺います。

【答】教育委員会としての設置基準はありません。公衆電話は、総務省の基準に基づいて設置される公衆電話と設置事業者の判断により設置される公衆電話との区別がありますが、現在、小・中学校に設置の公衆電話は、設置事業者等の判断により設置がされているものです。

【問】児童生徒が利用する教育委員会が所管する公衆施設に、公衆電話が未設置の施設があります。見解を伺います。

【答】公衆電話が未設置の施設については、今後、施設利用者の要望を聞いたうえで、設置が必要な場合は、設置事業者へ働きかけて参りたいと考えています。

## 水道事業について

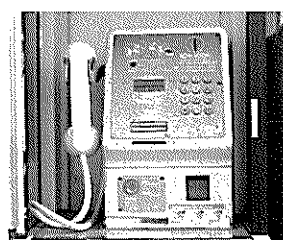
【問】上水道施設の管路が、法定耐用年数40年を経過する管路延長は、197.321km・12.3%ですが、法定耐用年数40年以上経過した管路更新計画を伺います。

【答】更新需要を平準化することで年間更新率1.0%を目指す、管路全体を100年で更新する計画です。また、管路には用途に応じた重要度区分と更新の優先順位を定め、計画的な更新の現状を加味しながらも漏水の実績など、施設の現状を加味しながらも漏水の量を毎年行うことで、効率的な事業推進に努め、重要管路である幹線管路を優先的に更新し、平成37年度には本市の幹線管路に求められている耐震性能の震度階6強に対する耐震適合率100%を目指すなど、更新事業に併せた管路の耐震性の推進と維持管理に繋げ、災害に強い水道の構築を目指します。

## 下水道事業について

【問】下水道施設で法定耐用年数50年以上経過した管路は低い状況ですが、全国的には管路の破損による道路陥没事故は、30年以上経過した管路とされ、本市は、130.949km・12.2%と増加傾向にあり、今後、老朽化対策のため、調査・診断等の実施するための課題を伺います。

【答】布設後30年以上経過した管路を調査・診断の対象としており、管路延長は約255kmと膨大であり、かつ、市内各所に点在しており、調査等には多大な時間が必要となります。さらに、平成29年度に策定した「下水道ストックマネジメント計画」に基づいて「下水道ストックマネジメント計画」に基づいて点検・調査を実施するためには、国補助などの財源確保が課題であると捉えておられます。





# 一般質問

## ごみ減量化に向けての取り組みについて

【問】兵庫県加古川市では、水切り器を無料配布しています。生ごみの減量化の手段として有効であり実施すべきです。見解を伺います。

【答】他市での活用実績から台所の生ごみ減量手段として有効であると捉えております。本年度において、職員が直接地域に出向き、ごみ減量について市民との対話を行う「地区座談会」を開催する中で、水切りによる生ごみ減量法を説明し、その際、参加者には水切り器を配布する予定で考えております。

【問】ごみの現状をより共有・意識啓発を図るため、「ごみ情報紙」の作成・発行は有効です。見解を伺います。

【答】ごみ減量大作戦について、市民の皆様の理解と協力をいただくために、新年度において小冊子を作成し全戸配布する事を考えております。この小冊子には、本市のごみ排出量の現状や推移、ごみ減量化の取り組み等を掲載する考えであり、これをご提案のようなごみ情報紙と位置づけまして、市民との情報の共有及び意識啓発につなげてまいります。

また、この小冊子は次年度に開催する、ごみ減量についての市民との対話を行う地区座談会の際も活用してまいりたいと考えております。

## 健都ふくしま創造市民会議について

【問】市民団体や企業、有識者等で構成する「健都ふくしま創造市民会議」の立ち上げのため、平成31年度当初予算に38万6千円が計上されていますが、健都ふくしま創造市民会議の設置目的について主な事業内容を含め伺います。

【答】健都ふくしま創造市民会議につきましては、健都ふくしまの実現のため、健康寿命の延伸と心筋梗塞、脳梗塞の減少を目標に掲げ、全ての市民が年齢を重ねても、主体的・継続的な健康づくりに取り組む機運の醸成を図る事を目的に、健都ふくしま創造市民会議を設置致します。主な事業と致しましては、「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づくり」「職場の健康づくり」の3本柱を基本方針と致します。受動喫煙防止の環境整備、ウォーキングコースや健康レシポの開発。地域における推進的な役割を担う

健康づくりリーダーの養成、健康経営モデル事業所の設定、福島市生活習慣病重症化予防プログラムの運用による医療と保険者との連携強化など、市民総ぐるみで健康づくりに取り組んでまいります。

## がん検診について

【問】肺がんの早期発見を図るため、低線量CTを用いた肺がん検診は有効であり、実施すべきです。見解を伺います。

【答】肺がん検診の実施につきましては、国のがん対策推進基本計画に基づき、がん検診実施のための指針におきまして、市町村で行う検診は死亡率の減少効果等を踏まえ、科学的根拠に基づき実施する事とされており、その検査項目と致しましては、問診、胸部エックス線、喀痰細胞診を実施する事とされており、低線量CTにつきましては、死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であることから、検査項目とされておらず、本市では現在のところ実施する予定はございません。今後は厚生労働省及び他自治体の動向のほか、研究機関や専門学会の情報等も得ながら、導入実施につきましましては慎重に検討する必要があると考えております。

## 介護従事者確保に向けての施策充実について

【問】離職防止に向けた取り組みについて、検討状況を伺います。

【答】介護職員等の離職防止策につきましては、介護サービス事業所に勤務し3年以内の介護職員につきましては、賃金や就業規則等について学ぶ研修を実施するほか、施設管理者等につきましましては、若手職員の意見をフィードバックし、情報交換をしながら職員間のコミュニケーションを図る方法等について話し合う、ワークショップの開催を検討しているところであります。併せまして、来年度に行う予定であります、介護職員等サービス従事者不足の実態に関するアンケートの中で、市内の介護サービス事業所の介護職員等の離職の実態について把握に努め、その結果を基により効果的な介護職員等の離職防止に向けた取り組みについて、引き続き検討してまいります。

## 新福島市障がい者計画(後期計画)アンケート調査結果について

【問】「コミュニケーションがとりにくい」と回答された方は95人で全体の16%、「他人の目が気になる」と回答された方は99人で全体の17%を占めております。障がいに対する理解不足が一因と考えますが、見解を伺います。

【答】障害者差別解消法の理念に基づき、本市におきましても障がいのある人に対する誤解や偏見など、社会参加を妨げる様々な障壁を取り除くとともに、障がいのある方が住み慣れた地域で自立して生活ができるよう、引き続き障がいに対する理解や合理的配慮の拡大を図ってまいります。さらに、ノーマライゼーションの理念の基に、障がいのある方への差別をなくし、障がいのある方が元気に活動できるような、本市独自の条例の制定に取り組んでまいりたいと考えております。

## 障がいに対する教育について

【問】障がいに対する理解を深めるため、日本ユニバーサルマナー協会による「ユニバーサルマナー検定」を市職員や市民が受講・受験することは有効です。見解を伺います。

【答】東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、世界各国から集まる様々な方々をおもてなしするための研修の一環として、ユニバーサルマナー検定を職員や市民向けに実施する事は、障がいに対する理解を深めるためにも意義があるものと考えており、健康福祉部と情報共有を図りながら、先進自治体の事例なども参考に検討してまいりたいと考えております。

## 総務常任委員会報告

2018年4月の中核市移行後、保健所の設置など市民生活に直結する業務が以前より増加し、市民へ分かりやすく効果的に情報を発信する重要性が増している中、委員会は、本市広報のさらなる改善に資するために「広報政策について」を調査項目と決定し、平成30年6月から計13回の委員会を開催しました。委員会による、本市広報の現状と当委員会が実施した調査の結果、1点目、生活広報について。2点目、市政だよりについて。3点目、市民の情報取得方法の変化にあわせた広報について。4点目、戦略的な広報を行うための全庁的な体制について。5点目、職員のスキルアップについて。6点目、魅力発信広報について3月定例会議で報告し、市当局へ提言を行ないました。

## 文教福祉常任委員会報告

「市立図書館の再整備」について、「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえ、再整備検討委員会を設置の上、検討委員会からの提言を受け、平成31年度内に図書館再整備基本構想を策定するとの説明がありました。

検討事項として、①市立図書館の在り方に関する基本方針 ②新しい図書館本館の設置場所 ③基本構想(基本構想・基本的な機能とサービス・施設配置・管理運営)の3点です。

すでに第1回の検討委員会と、市民と利用者へのアンケートを実施しており、今後は第2回(4月22日)から、第6回(1月中旬)の検討委員会を開催し、基本構想をまとめ、市へ提言するとしてまいります。

## 建設水道常任委員会報告

局地的な集中豪雨や大型台風起因する大雨により、浸水被害などの大規模な自然災害が多発し、その対応が全国的に課題となっております。

住宅地や市街地等の浸水被害の軽減を図るため、「本市の浸水対策に関する調査」をテーマに、平成30年6月より調査し、市当局に対し次の4点の提言を行いました。①総合的な雨水対策の推進について②内水対策の取り組みに強化について③水害に対する意識醸成のための市民への意識啓発について④情報収集及び情報発信について

新年度予算で内水ハザードマップの作成事業が予算措置されましたが、被害の軽減や意識醸成に活用されるよう、求めてまいります。



第1部 議会報告会  
第2部 意見交換会  
お問い合わせ 福島市議会事務局 ☎ 024(525)3776

1 ひと・暮らしいきいきふくしま

(1) 子どもと女性に魅力的なまち

| 事業名                                       | 予算額        | 説明                                                                   |
|-------------------------------------------|------------|----------------------------------------------------------------------|
| 待機児童解消の推進<br>(1)保育の受け皿の拡大<br>①児童福祉施設等整備事業 | 10億3,420万円 | 新たな保育施設の整備（2施設）や既存施設の改修等（4施設）により、定員の拡大を図ります。                         |
| ②市立認定こども園運営                               | 8,739万円    | 本市初となる市立認定こども園（ふくしま中央・ひらの・いいの）の開設により保育定員を120人拡大し、待機児童のさらなる解消を図ります。   |
| (2)保育士の確保<br>①潜在保育士就労支援事業                 | 285万円      | 公立・私立認可保育施設において、潜在保育士の実地研修を実施し、就労を支援します。                             |
| ②保育士奨学資金貸付事業                              | 2,000万円    | 保育士を目指す学生に対し、就学に必要な資金の一部を無利子で貸し付けます。また、卒業後の市内保育施設への就労状況により、返還を減免します。 |
| 子ども家庭総合支援拠点事業                             | 593万円      | 児童虐待の発生予防から自立支援までの対策を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」の設置に向け、専門職員を配置し、体制を整備します。   |

(2) 高齢者や障がい者が元気に過ごせるまち

| 事業名               | 予算額       | 説明                                                                                                      |
|-------------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| いきいきももりん体操伝道師養成事業 | 27万円      | 介護予防体操「いきいきももりん体操」の熟練者である伝道師を養成し、地域で取り組む介護予防・健康づくりを支援します。                                               |
| 地域介護予防活動支援事業      | 523万円     | 「いきいきももりん体操」や「いきいきももりんお口の体操」の取り組み団体の立ち上げや運営を支援するとともに、高齢者の健康づくり、社会参加、生涯学習を推進する「地域ふれあい元気づくり楽校」を開催します      |
| 生活習慣病等重症化予防モデル事業  | 180万円     | 75歳以上の高齢者の糖尿病の重症化予防を目的として、健康運動指導士による個別指導等を行います。                                                         |
| こども発達支援センター事業     | 1億4,422万円 | 発達障がいや、発達に心配のある児童に対し発達相談を行います。また、肢体不自由児等に対し発達相談及び必要な生活訓練・機能訓練を行います。また、保健福祉センター内への移転整備及び現センターの解体工事を行います。 |

(3) チャレンジする若者を輩出する教育と人材育成のまち

| 事業名           | 予算額       | 説明                                                                                      |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 小・中学校耐震補強事業   | 6億5,341万円 | 子どもたちの安全・安心な学習環境を確保するため、幼・小・中学校の改築・耐震化を進めます。                                            |
| 学校トイレ洋式化改修事業  | 2億2,222万円 | 小学校等のトイレ洋式化改修事業を進め、子どもたちの学習環境の改善を図ります。H31は小学校で400基の洋式化工事を実施します。                         |
| ICT整備関連事業費    | 6億327万円   | 新学習指導要領におけるプログラミング教育を推進するため、小・中・養護学校へのタブレット端末の配置や無線LAN環境の整備等を進めるとともに、教職員を対象とした研修を実施します。 |
| 放課後児童健全育成事業   | 5億4,910万円 | 放課後児童クラブを運営し、児童の健全育成を図ります。<br>(H30：73クラブ⇒H31：81クラブ)                                     |
| 福島養護学校校舎等改築事業 | 7億7,800万円 | 耐震性の確保及びバリアフリー化を図るため、校舎等改築に向けた改修工事等を実施します。                                              |

(4) 生涯にわたり健康で幸福を実感できるまち

| 事業名             | 予算額     | 説明                                                                                                      |
|-----------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| がん検診推進事業        | 1,336万円 | がん検診の自己負担一部無料化やピンクリボンキャンペーンを推進し、受診率の向上を図ります。また、市独自の対策強化として、受診再勧奨の対象者を拡大します。(胃：50歳、大腸：65歳、乳：60歳、子宮頸：32歳) |
| 国民健康保険特定健康診査等事業 | 2,668万円 | レセプトや特定健診のデータを活用し、生活習慣病の早期発見や重症化予防に取り組み、被保険者の健康保持増進を図ります。また、健診項目に血尿酸検査を追加します。                           |

(5) 災害・放射能からの安全・安心なまち

| 事業名              | 予算額       | 説明                                                                |
|------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 福島消防署清水分署整備事業    | 2,170万円   | 福島消防署清水分署の改築に向けて、地質調査・測量設計等を行います。                                 |
| 消防救急デジタル無線更新整備事業 | 1億7,984万円 | 消防救急デジタル無線を更新し、消防力のさらなる充実強化と、自然災害時の対応力、復旧力の向上等を図ります。              |
| 除去土壌搬出等推進事業      | 190億円     | 仮置場への除去土壌の搬出を進め、現場保管の早期解消等を図り、中間貯蔵施設への輸送が完了した仮置場の原状回復及び返還を順次進めます。 |

2 産業・まちに活力ふくしま

(1) 地域内の循環・連携による経済の活性化

| 事業名         | 予算額        | 説明                                                                                 |
|-------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| プレミアム付商品券事業 | 16億7,500万円 | 消費税引き上げが消費に与える影響を緩和するため、低所得者・子育て世帯（0～2歳児）を対象にプレミアム付商品券を発行し、地域における消費の喚起を図ります。       |
| 食品加工産業創出事業  | 182万円      | 産学官、農商工連携による研究会等を開催するとともに、民間企業が行う製品開発・販売等にかかる経費の一部を補助し、本市の農産物を活用した食品加工産業の振興を目指します。 |

(2) 新しい連携軸が交差する拠点としての活性化

| 事業名              | 予算額       | 説明                                                                                                                       |
|------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新工業団地整備事業        | 5億5,558万円 | 福島大笹生 IC に隣接する「福島おおぞらインター工業団地」の整備を進めます。H31は造成工事、予約販売等を行います。<br>全体事業費（継続費分） 1,041,000千円<br>H30 520,500千円<br>H31 520,500千円 |
| 地域振興施設「道の駅」整備事業費 | 5億810万円   | 福島大笹生 IC 周辺に「道の駅」の整備を進めます。H31は、用地の取得や管理運営手法等の協議検討を行います。                                                                  |

(3) 農業・中小企業等の振興

| 事業名                         | 予算額   | 説明                                                                                     |
|-----------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業被害等対策事業<br>(1)電気柵・緩衝帯整備事業 | 540万円 | 野生鳥獣から農作物を守るため、電気柵を設置する農業者に設置費用の一部を助成します。また、野生鳥獣の侵入防止に効果がある緩衝帯を整備する地域農業者等に費用の一部を助成します。 |

(4) 観光・コンベンションの推進

| 事業名            | 予算額     | 説明                                                                          |
|----------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 公共施設トイレ洋式化改修事業 | 5,400万円 | 公共施設のトイレ洋式化を進め、高齢者や障がい者の利便性向上、外国人旅行者の受け入れ体制強化を図ります。<br>H31は72基の洋式化改修を目指します。 |

(5) 賑わいのまちづくりによる活性化

| 事業名        | 予算額     | 説明                                                                  |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 社会資本整備推進事業 | 7,607万円 | 福島駅前広場に大型マルチビジョン等を設置し、観光・イベント等の様々な情報を発信することで、中心市街地の活性化と回遊性の向上を図ります。 |

(6) オリンピック・パラリンピックを契機としたまちづくりの推進

| 事業名                      | 予算額       | 説明                                                                   |
|--------------------------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 東京2020オリンピック・パラリンピック推進事業 | 8,800万円   | 野球・ソフトボール競技開催へ向けた準備を進めるとともに、事前キャンプ誘致事業やホストタウンとの交流事業等を実施し、機運の醸成を図ります。 |
| おもてなし道路整備事業              | 1億830万円   | 競技会場周辺道路の舗装修繕、道路標識多言語化等を実施します。                                       |
| 十六沼公園人工芝サッカー場整備事業        | 2億2,143万円 | 十六沼公園のクレーコートを人工芝サッカー場へリニューアルし、競技スポーツ振興と競技力向上を図ります。                   |

3 風格ある県都ふくしま

(1) 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」の実現に向けた事業推進

| 事業名               | 予算額       | 説明                                                                     |
|-------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------|
| 風格ある県都を目指すまちづくり事業 | 919万円     | 「風格ある県都を目指すまちづくり構想」の実現に向け、福島駅前交流・集客拠点施設や新しい市役所本庁舎西棟、図書館の整備について検討を進めます。 |
| 福島駅東口地区市街地再開発事業   | 2億7,160万円 | 中心市街地の活性化のため、官民連携により、県都ふくしまの顔となる福島駅東口周辺の再開発事業を行います。                    |

(2) 連携中枢都市圏構想の推進

| 事業名              | 予算額   | 説明                                                  |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------|
| 福島圏域合同移住セミナー実施事業 | 137万円 | 福島圏域の人口減少対策連携事業として、首都圏における合同移住セミナーや福島圏域周遊ツアーを開催します。 |

(3) 新しい視点での福島駅周辺のまちづくり

| 事業名          | 予算額     | 説明                                                |
|--------------|---------|---------------------------------------------------|
| 中心市街地活性化推進事業 | 1,429万円 | H27から実施中の第2期基本計画の変更協議や事後評価等を行い、第3期目となる基本計画を策定します。 |

(4) 歴史・文化と次世代環境が調和したまちづくり

| 事業名        | 予算額       | 説明                                   |
|------------|-----------|--------------------------------------|
| 新最終処分場整備事業 | 9億7,046万円 | 新最終処分場整備に向け、本体建設工事や浸出処理施設建設工事等を行います。 |

4 市民との協働によるまちづくり

| 事業名        | 予算額       | 説明                                                      |
|------------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 地域生活基盤整備事業 | 1億5,000万円 | 自治振興協議会からの提案に基づき、道路側溝や交通安全施設等の生活基盤を整備し、住みよい地域づくりを推進します。 |
| 総合計画策定費    | 202万円     | 新たな総合計画の策定に向けて、市民の意見を取り入れるため、ワークショップなどを実施します。           |

# 現金出納簿

支出科目( 事務費 )

(No. 1 )

| 年 月 日  | 番号  | 支出金額(円) | 累計額(円)  | 支 出 内 容                     |
|--------|-----|---------|---------|-----------------------------|
| 31 4 8 | 1   | 34,236  | 34,236  | 印刷機リース料 4月分                 |
|        | 24  | 4,560   | 38,796  | NHK 平成31年4月～令和元年5月          |
| 元 5 7  | 4   | 34,236  | 73,032  | 印刷機リース料 5月分                 |
|        | 31  | 2,621   | 75,653  | 電話料金5月請求分                   |
|        | 6 7 | 34,236  | 109,889 | 印刷機リース料 6月分                 |
|        | 7 8 | 33,131  | 143,020 | 印刷機リース料 7月分(7/1～7/30)       |
|        | 12  | 2,649   | 145,669 | 電話料金6月請求分                   |
|        | 12  | 4,485   | 150,154 | NHK 令和元年6月～令和元年7月(7/1～7/30) |
|        | 31  | 2,611   | 152,765 | 電話料金7月請求分                   |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
|        |     |         |         |                             |
| 計      |     | 152,765 | 152,765 |                             |

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( / )

## 領 収 書

社民党・護憲連合 様

金 34,236 円也

正に上記金額を受領しました

内 容 RISO印刷機(FW5231)  
2019年4月分 リース代

2019年 4月 8日

福島市旭町2-27 サクシード登田1階  
有限会社 水野教材社福島営業所  
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8803

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( Z - ① )

|                                                                      |        |
|----------------------------------------------------------------------|--------|
| 放送受信料<br>払込受領証<br>(金融機関・コンビニ用)                                       |        |
| お客様氏名<br>社民党・護憲連合 様                                                  |        |
| お客様番号<br>[REDACTED]                                                  |        |
| 金額                                                                   | 4560 円 |
| お支払期間<br>平成31年 4月<br>～<br>平成31年 5月                                   |        |
| 受取人<br>本領は放送受信料の領収証にかわるもので<br>ですから、大切に保管してください。<br>日本放送協会 [REDACTED] |        |
| お問い合わせ先・電話番号<br>福島放送局営業部<br>024-526-4623                             |        |
| 領収日附印<br>(金融機関・CVS収入印紙貼付欄)<br>[REDACTED]<br>19.4.24<br>[REDACTED]    |        |
| 金融機関・CVS→お客様                                                         |        |

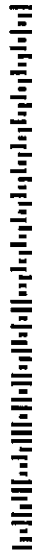
ゆうちょ銀行または郵便局でのお支払いの場合に、左側の枚だけをお出しください。

960-8111

福島市  
五老内町

3-1 福島市役所内

社民党・護憲連合 様



100-101-20-0000-60 6050-001-001-03 \*  
60041175-1/1-80-2910409900041175#

#021904200009944560

■DM番号

**NHK** 放送受信料払い込みのお願い

お問い合わせ先

**NHK** 福島放送局営業部

〒960-8588

福島市早稲町1-2

電話 024-526-4623

受付時間 平日10時～17時（土・日・祝日除く）

下の払込用紙を切り取り、裏面の郵便局、金融機関、コンビニエンスストアの名窓口へお払い込みをお願いします。

**NHK** 放送受信料請求書

平成31年 4月20日

東京放送会区神南二丁目2番1号

㊟㊟㊟日本放送協会

会長 上田 良

社民党・護憲連合 様

|       |                             |                                |                                      |
|-------|-----------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| お客様番号 | ご請求金額（消費税および<br>地方消費税を含みます） | ご請求期間                          | 請求書No. 0000006                       |
|       | 4,560円                      | 平成 年 月 平成 年 月<br>31. 4 ~ 31. 5 | 左記のとおりご請求申し上げます<br>添付の払込用紙でお支払いください。 |
| 請求分内訳 |                             |                                | ご請求期間の内容とは<br>異なる場合があります。            |
|       |                             |                                | 衛星契約<br>1                            |

| ご契約件数   | 金額(円) | 期 間           | 備 考 |
|---------|-------|---------------|-----|
| 衛星<br>1 | 4,560 | 31. 4 ~ 31. 5 | 2か月 |
|         |       |               |     |
|         |       |               |     |
|         |       |               |     |
|         |       |               |     |
|         |       |               |     |

お問い合わせ先  
福島放送局営業部  
電話 024-526-4623

No.2-②

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 4 )

## 領 収 書

社民党・護憲連合 様

金 34,236 円也

正に上記金額を受領しました

内 容 RISO印刷機(FW5231)  
2019年5月分 リース代

2019年 5月 7日

福島市旭町2-27 サクシエ館正 階  
有限会社 水野教材社 福島営業所  
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8139

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 5 - ① )

## 電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または  
お客さま電話番号等

お客さま氏名  
福島市議会 社民党  
・護憲連合 様

金 額

2019年 5月分

¥2,621

うち、消費税相当額

194円

東日本電信電話株式会社

宮城事業部

お客さまからの  
料金お問い合わせ先(無料)

0120-002-992

収入  
印紙  
貼付  
欄

ニストップ  
福島新浜店  
19.5.31  
73196

領  
収  
日  
付  
印

(お客さま)





東日本電信電話株式会社  
宮城事業部



TEL 0120-002-992

〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号

社用 101001211001 00950 00869 00\*

NTT東日本料金請求書

(NTTEAST-Bill)

2019年 5月 23日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

お客様電話番号等 (024)533-7615

ご請求番号

ご請求年月  
2019年 5月分

ご請求額 (Charge)

2,621 円

お支払期限 (Due Date)

2019年 6月 5日

ご請求の内訳

金額 (円)

お知らせ

せ

NTT東日本ご利用分

(合計)

2,621

2,621

詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。

●お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり  
約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合があります。

↓下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

営業時間

午前9時～午後5時  
※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせて  
いただきます。

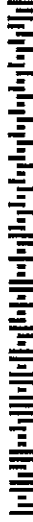
料金お問い合わせ電話受付

960-8111

福島市五老内町3-1

福島市役所 3階

福島市議会 社民党・護憲連合 様



※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「1116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは

電話の故障は局番なしの「1113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは

ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

| 料 金 内 訳 名                       | 金 額 (円) | 税区分 | ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ             |
|---------------------------------|---------|-----|-----------------------------------|
| 【NTT東日本ご利用分】<br>回線使用料（基本料）（事務用） | 2,400   | 合算  | 4月 6日～ 5月 5日                      |
| ダイヤル通話料                         | 25      | 合算  | 4月 6日～ 5月 5日。なお前月分は25円でした。        |
| ユニバーサルサービス料                     | 2       | 合算  | 1番号分のご請求となります。                    |
| 消費税相当額                          | 194     |     |                                   |
| （内訳）消費税相当額（合算分）                 | (194)   |     | 合算表示の料金を合計した2,427円に8%を乗じて算出しています。 |
| （合 計）                           | 2,621   |     |                                   |

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 6 )

## 領 収 書

社民党・護憲連合 様

金 34,236 円也

正に上記金額を受領しました

内 容 RISO印刷機(FW5231)  
2019年6月分 リース代

2019年 6月 7日

福島市旭町2-27 サクシー   
有限会社 水野教材社福島営業所  
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8139

領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 7 )

領 収 書

社民党・護憲連合 様

金 33,131 円也

正に上記金額を受領しました

RISO印刷機(FW5231)  
内 容 2019年7月分(7/1~7/30)  
リース代

2019年 7月 8日

福島市旭町2-27 サクシード管理有限  
有限会社 水野教材社福島営業所  
TEL 024(531)8139 FAX 024(531)8139

月額 34,236円のうち 1/105月は会派において負担。

$34,236 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} / 31 \text{ 日} = 33,131 \text{ 円}$

よって、33,131円(政務活動費)

1/105月(会派負担)となります。

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 8 - ① )

## 電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または  
お客さま電話番号等

お客さま氏名  
福島市議会 社民党  
・護憲連合 様

金 額

2019年 6月分

¥2,649

うち、消費税相当額

196円

東日本電信電話株式会社

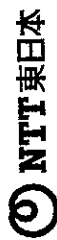
宮城事業部

お客さまからの  
料金お問い合わせ先(無料)

0120-002-992

|         |                                     |       |
|---------|-------------------------------------|-------|
| 収入印紙貼付欄 | ミニストップ<br>福島新浜店<br>19.7.12<br>73196 | 領収日付印 |
|         |                                     |       |

(お客さま)



東日本電信株式会社  
宮城事業部

TEL 0120-002-992

(無料) 0120-002-992

〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台支郵便局

私書箱2号

社用 101001211001 01304 01203 00\*

コード NTT東日本料金請求書

(NTTEAST-Bill)



TEL 0120-002-992

(無料) 0120-002-992

〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台支郵便局

私書箱2号

社用 101001211001 01304 01203 00\*

コード NTT東日本料金請求書

(NTTEAST-Bill)

960-8111

福島市五老内町3-1

福島市役所 3階  
福島市議会 社民党・護憲連合 様



※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは  
0120-116-000(無料)

電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは  
0120-444-113(無料)

ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

2019年 6月 20日発行

以下、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

|                                                                |                    |                                                                        |                                 |
|----------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| お客様電話番号等 (024)533-7615<br>ご請求番号                                | ご請求年月<br>2019年 6月分 | ご請求額 (Charge)<br>2,649 円                                               | お支払期限 (Due Date)<br>2019年 7月 5日 |
| ご請求の内訳                                                         | 金額 (円)             | お知らせ                                                                   |                                 |
| NTT東日本ご利用分<br>(合計)                                             | 2,649<br>2,649     |                                                                        |                                 |
| ●お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり<br>約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合もあります。 |                    | 料金お問い合わせ 電話受付<br>午前9時～午後5時<br>※土曜・日曜・年末年始 (12月29日～1月3日) は休業とさせていただきます。 |                                 |

下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

| 料 金 内 訳 名         | 金 額 (円) | 税区分 | ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ             |
|-------------------|---------|-----|-----------------------------------|
| 【NTT東日本ご利用分】      |         |     |                                   |
| 回線使用料 (基本料) (事務用) | 2,400   | 合算  | 5月 6日～ 6月 5日                      |
| ダイヤル通話料           | 51      | 合算  | 5月 6日～ 6月 5日。なお前月分は25円でした。        |
| ユニバーサルサービス料       | 2       | 合算  | 1番号分のご請求となります。                    |
| 消費税相当額            | 196     |     |                                   |
| (内訳) 消費税相当額 (合算分) | (196)   |     | 合算表示の料金を合計した2,453円に8%を乗じて算出しています。 |
| (合 計)             | 2,649   |     |                                   |

## 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 9-④ )

|                                                                     |         |
|---------------------------------------------------------------------|---------|
| 放送受信料<br>払込受領証<br>(金融機関・コンビニ用)                                      |         |
| お客様氏名<br>社民党・護憲連合 様                                                 |         |
| お客様番号<br>[REDACTED]                                                 |         |
| 金額                                                                  | 4,560 円 |
| お支払期間<br>令和 元年 6月<br>～<br>令和 元年 7月                                  |         |
| 受取人<br>本金は放送受信料の預収証にかわるもの<br>ですから、大切に保管してください。<br>日本放送協会 [REDACTED] |         |
| お問い合わせ先・電話番号<br>福島放送局営業部<br>024-526-4623                            |         |
| 福島放送局<br>(金融機関・CVS入印紙貼付欄)<br>19.7.12<br>73196                       |         |
| 金融機関・CVS→お客様                                                        |         |

上記 領収書の金額のうち 75円は会派において負担。

請求額  $4,560 \text{円} \times 60 \text{日} / 61 \text{日} = 4,485 \text{円}$

よって、4,485円 (政務活動費)

75円 (会派負担) となります



960-8111

福島市  
五老内町

3-1 福島市役所内

社民党・護憲連合 様



100-101-20-0000-60 6050-001-001-03 \*  
60003690-1/1-80-5920409900003690#

#221906200009944560

■DM番号

**NHK** 放送受信料払い込みのお願い

お問い合わせ先

**NHK** 福島放送局営業部

〒960-8588

福島市早稲町1-2

電話 024-526-4623

受付時間 平日10時~17時(土・日・祝日除く)

下の払込用紙を切り取り、裏面の郵便局、金融機関、コンビニエンスストアの名窓口へお払い込みをお願いします。

**NHK** 放送受信料請求書

社民党・護憲連合 様

令和 元年 6月20日

東京都渋谷区神南二丁目2番1号

④④④日本放送協会

会長 上田 良

|       |                                 |                         |                                                                   |
|-------|---------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| お客様番号 | ご請求金額<br>(消費税および<br>地方消費税を含みます) | ご請求期間                   | 請求書No. 0000004                                                    |
|       | 4,560円                          | 令和 年 月 日<br>元. 6 ~ 元. 7 | 左記のとおりご請求申し上げます<br>添付の払込用紙でお支払いください。<br>ご請求期間の内容とは<br>異なる場合があります。 |
| ご契約件数 | 請求分内訳                           |                         | ご契約件数<br>衛星契約 1                                                   |
| ご契約件数 | 金額(円)                           | 期 間                     | 備 考                                                               |
| 衛星    |                                 |                         |                                                                   |
| 1     | 4,560                           | 元. 6 ~ 元. 7             | 2か月                                                               |
|       |                                 |                         |                                                                   |
|       |                                 |                         |                                                                   |
|       |                                 |                         |                                                                   |
|       |                                 |                         |                                                                   |

お問い合わせ先  
福島放送局営業部  
電話 024-526-4623

# 領 収 書 等 添 付 用 紙

No. ( 10-① )

## 電話料金等領収証 (Receipt)

ご請求番号または  
お客さま電話番号等

お客さま氏名  
福島市議会 社民党  
・護憲連合 様

金 額

2019年 7月分

¥2,611

うち、消費税相当額

193円

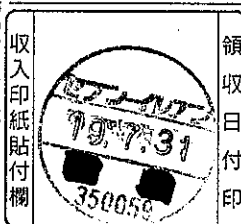
東日本電信電話株式会社

宮城事業部

お客さまからの  
料金お問い合わせ先(無料)

0120-002-992

収入  
印紙  
貼付  
欄



領  
収  
日  
付  
印

(お客さま)

NTT東日本

東日本電信電話株式会社  
宮城事業部

TEL 0120-002-992

送付先: 千983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台台東郵便局

私書箱2号

社用 101001211001 00953 00870 00\*

NTT東日本料金請求書

(NTTEAST-Bill)



2019年 7月 23日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。  
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

|                            |                                 |
|----------------------------|---------------------------------|
| ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) | 携帯電話・PHSからは<br>0120-116-000(無料) |
| 電話の故障は局番なしの「113」へ(無料)      | 携帯電話・PHSからは<br>0120-444-113(無料) |
| ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) | 携帯電話・PHSからも利用可能                 |

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

|                                                            |        |                            |           |               |         |                  |             |
|------------------------------------------------------------|--------|----------------------------|-----------|---------------|---------|------------------|-------------|
| お客さま電話番号等 (024)533-7615                                    |        | ご請求年月                      | 2019年 7月分 | ご請求額 (Charge) | 2,611 円 | お支払期限 (Due Date) | 2019年 8月 5日 |
| ご請求番号                                                      |        |                            |           |               |         |                  |             |
| ご請求の内訳                                                     | 金額 (円) | お知らせ                       |           |               |         |                  |             |
| NTT東日本ご利用分                                                 | 2,611  | 詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。 |           |               |         |                  |             |
| (合計)                                                       | 2,611  |                            |           |               |         |                  |             |
| ●お支払期限後に支払われた場合は、年14.5%(1日当たり約0.04%)の延滞利息をお支払いいただく場合があります。 |        |                            |           |               |         |                  |             |
| 下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。                            |        |                            |           |               |         |                  |             |
| 営業時間                                                       |        | 料金お問い合わせ 電話受付              |           |               |         |                  |             |
| 午前9時～午後5時<br>※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。     |        |                            |           |               |         |                  |             |

| 料 金 内 訳 名         | 金 額 (円) | 税区分 | ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ             |
|-------------------|---------|-----|-----------------------------------|
| 【NTT東日本ご利用分】      |         |     |                                   |
| 回線使用料 (基本料) (事務用) | 2,400   | 合算  | 6月 6日～ 7月 5日                      |
| ダイヤル通話料           | 17      | 合算  | 6月 6日～ 7月 5日。なお前月分は51円でした。        |
| ユニバーサルサービス料 (旧割)  | 1       | 合算  |                                   |
| 消費税相当額            | 193     |     |                                   |
| (内訳) 消費税相当額 (合算分) | (193)   |     | 合算表示の料金を合計した2,418円に8%を乗じて算出しています。 |
| (合 計)             | 2,611   |     |                                   |

契約 NO. \_\_\_\_\_

## 賃貸借(リース)契約書

平成 29 年 4 月 1 日

賃借人 (甲)

住 所 福島県福島市旭町 3 番 1 号 市役所 7 階

氏 名 社民党・護国会 会長 羽田 房男

賃貸人 (乙)

住 所 福島県福島市旭町 2-27 サクシード誉田 1F

氏 名 有限会社 永野教材社  
福島営業所  
所 長 大橋 稔

甲と乙は、次の通り契約します。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲乙  
各 1 通を保有します。

(目的)

第1条 乙は、第2条記載の条件（以下「賃貸借」という。）を甲へ賃貸し、甲はこれを賃借する。

(賃貸借物件)

第2条 賃貸借物件は、別表（2）項記載の通りとする。

(設置場所)

第3条 賃貸借物件の設置場所は、別表（3）項記載の通りとする。

(賃貸借期間)

第4条 賃貸借期間は、別表（4）項記載の通りとする。ただし、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

(賃貸借料)

第5条 賃貸借料は、別表（5）項記載の通りとする。ただし賃貸借物件に対する公租公課に変動を生じた場合は、甲乙協議の上これを変更することができる。

(賃貸借料金の支払)

- 第6条
- ① 甲は、別表の（6）項記載の通り乙に支払うものとする。
  - ② 甲は、前項の期間内に支払わなかった場合は、政府契約の支払い遅延防止法に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める支払遅延利息を乙に支払うものとする。

(賃貸借物件の受渡し)

- 第7条
- ① 乙の賃貸借物件の機能確認の為、賃貸借期間開始前に引き渡しを行う。その場合は賃貸借物件引き渡し日から契約開始日の前日まで、甲は当該物件を使用できるものとする。
  - ② 甲は乙の立会いのもとに賃貸借物件を検査のうえ受領するものとし、乙に対して物件受領書を交付するものとする。

(瑕疵担保)

第8条 前条の検査のとき賃貸物件に瑕疵があった場合、甲は乙に対して補修の請求をすることができる。

(賃貸借物件の保守点検)

- 第9条
- ① 保守点検：機械の使用に支障を起こさぬよう乙の通常業務時間内に表記設置場所において行う。
  - ② 緊急修理：万一故障が生じた場合は甲の通知により乙は乙の通常業務時間内に表記設置場所に技術サービス担当を速やかに派遣し、修理する。

(賃貸借物件の借用および保全)

第10条 甲は、賃貸借物件を本来の用法に従い、善良な管理者の注意を持って使用するものとする。

(賃貸借物件の現状変更)

第 11 条 賃貸借物件について、甲はあらかじめ乙の承諾を得た場合を除き第 3 条の設置場所から移動、他の物件との付着、改造、その他性能機能について変更等現状を変更することはできないものとする。

(賃貸借物件の滅失等)

第 12 条 ① 賃貸借物件の引渡し以来、滅失、又は賃貸借物件が損傷して修理不能の場合、甲は書面で乙に通知するものとし、乙がこれを確認したときこの契約は終了するものとする。

② 前項の場合の損害等については、甲乙協議して定めるものとする。

(保険)

第 13 条 乙は賃貸借物件に対し、乙を被保険者とする動産総合保険を付するものとする。

(契約解除)

第 14 条 ① 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして本契約の条項に違反したときは、文書を持って通知し、本契約を解除することができる。

② 前項の場合の損害賠償等については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

(返還)

第 15 条 本契約が第 13 条により解除された場合、甲は速やかに賃貸借物件を乙に返還する。

なお、返還に伴う費用は解除された相手方の負担とする。

(権利・義務の譲渡制限)

第 16 条 乙は、本契約の存続中、甲の承諾なしに賃貸借物件及び本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、物件に担保権又は、その他の権利を設定することはできない。

(疑義の決定)

第 17 条 本契約に定めない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

# 別 表

|                  |                                                       |              |          |           |
|------------------|-------------------------------------------------------|--------------|----------|-----------|
| (1) 件 名          | 社民党・護憲連合カラー印刷機賃貸借(リース)契約                              |              |          |           |
| (2) 賃貸借物件        | オルフィス FW5231                                          |              |          |           |
| (3) 設 置 場 所      | 社民党・護憲連合 (福島市五老内町3番1号)                                |              |          |           |
| (4) 賃貸借期間        | 開始日                                                   | 平成29年 4月 1日  |          |           |
|                  | 終了日                                                   | 平成31年 7月 31日 |          |           |
|                  | 期 間                                                   | 28カ月         |          |           |
| (5) 賃 貸 借 料      |                                                       | 賃貸借料         | 消費税額     | 合計        |
|                  | 29年度 4月～3月                                            | 380,400 円    | 30,432 円 | 410,832 円 |
|                  | 30年度 4月～3月                                            | 380,400 円    | 30,432 円 | 410,832 円 |
|                  | 31年度 4月～7月                                            | 126,800 円    | 10,144 円 | 136,944 円 |
|                  | 月 額                                                   | 31,700 円     | 2,536 円  | 34,236 円  |
| (6) 賃貸借料の<br>支 払 | 乙は当月の賃貸借料を<br>翌月初日に甲に請求する。<br>甲は請求書を受領した日から30日以内に支払う。 |              |          |           |
| (7) 保守点検料金       | 上記(5)の賃貸借料に、契約期間の定期点検等保守費用を<br>含むものとする。               |              |          |           |
| (8) 特 約 事 項      |                                                       |              |          |           |
| (9) 送 付 先        |                                                       |              |          |           |



## 個人情報取扱特記事項

- 1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。
- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は業務以外の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。  
また、乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後において他人に知らせ、又は業務以外の目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。
- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 4 乙は、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 乙は、業務に関する個人情報の管理責任者を定め、業務に関し個人情報を取り扱う事務に従事するものを最小限の者に限定し、当該従事者を甲に報告しなければならない。また、乙は、それらの者以外に、業務に関し個人情報を取り扱う事務を行わせてはならない。
- 7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 乙は、業務に使用する電子計算機を、情報漏えい等の対策が十分なされたものに限定しなければならない。また、乙は、従事者の所有に帰する電子計算機を業務に使用させてはならない。
- 9 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指示する場所で行わなければならない。また、乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
- 10 乙は、業務の処理に伴い、個人情報が記録された資料、成果物等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 11 乙は、甲が指定する保管場所及び保管方法により個人情報を保管しなければならない。

- 12 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報  
が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡す  
ものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知っ  
たときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 14 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調  
査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 15 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必  
要な指示を行うことができる。
- 16 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。  
また、乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託する  
ときは、この契約により乙が負う個人情報の取り扱いに関する業務を再委託先  
に遵守させなければならない。
- 17 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責め  
に帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用その他  
の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなけ  
ればならない。この場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償  
した場合には、乙は遅延なく甲の求償に応じなければならない。
- 18 業務に関する個人情報について、乙による取扱が著しく不適切であると甲  
が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。  
この場合の違約金は別に定めるところによる。